

**インクルーシブ保育の実践研修について
～保育施設と児童発達支援事業所の併設の提案～**

日本一子育て・教育環境がよいまちプロジェクトチーム
⑧障がいや発達が気になる子へのケアチーム

1 概要

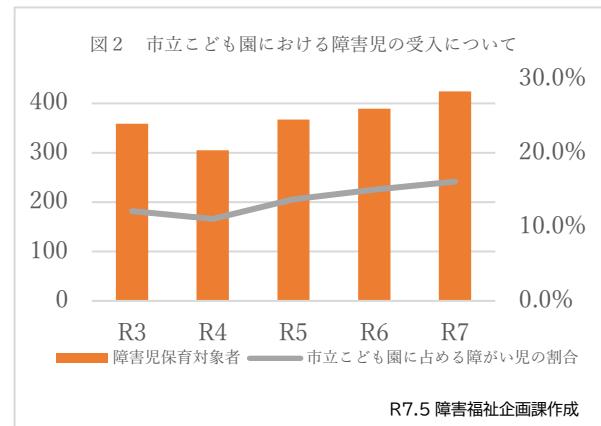
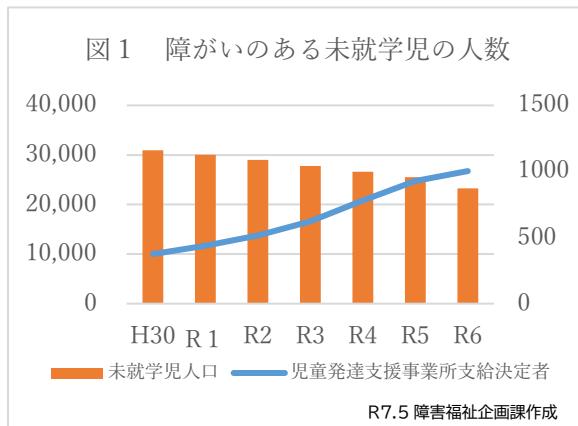
静岡市では、第4次静岡市総合計画で「インクルーシブ保育の推進」を取組として位置付け、障がいや発達が気になる子への支援を実施している。本市では、発達に何らかの課題を抱え、支援を必要とすることども(以下、「発達が気になる子」)は、年々増加していると考えられ(図1)、保育を必要とする子どもが一定数存在する。保育を必要とする発達が気になる子たちはこども園等で障害児保育^{※1}として受け入れられている(図2)が、障害児保育だけで対応しきれないこと^{※2}や発達が気になる子の親の就労(保育)と子どもの育ち(療育)の両立が難しいことにより、必要なタイミングで必要な支援を受けることができないことや、保育現場の疲弊が課題となっている。

この課題を生じさせている一因として、保育施設と児童発達支援事業所の預かり時間に相違があることが考えられる。

そこで、課題解決の方策の1つとして、保育施設と児童発達支援事業所を併設することでのインクルーシブ保育の推進をしたい。その取組の一環として研修会を開催し、他県で実践している法人から、導入例を紹介していただき、課題の確認等を行いたい。

※1 障害児保育の対象児は、障がいの診断を受けていない子どもから重い障がいのある子どものうち集団保育が可能な子ども。

※2 市立こども園で障害児保育を希望しているが、他施設相当(療育施設の利用が適当)となる子どもが存在する。



2 経過

令和6年度より、府内で「日本一子育て・教育環境がよいまちプロジェクトチーム：障がいや発達が気になる子へのケアについてチーム(以下、PT)」をこども未来局、教育局、保健福祉長寿局の3局で立ち上げ、発達が気になる子へのケアの分野について、課題整理及び課題解決に向けた取り組みを検討している。

3 保育施設と児童発達支援事業所の併設の取組について

保護者の送迎や保育時間の変更がなく、子どもの療育が受けられることが可能となる取組の1つとして、こども園と児童発達支援事業の併設を検討。

メリット:保育と療育の双方を担保できる。

【対象像】こども園等で障害児保育を受けている子ども及び発達が気になる子

<令和7年度の取組(案)>

「インクルーシブ保育を実践している法人による報告会」

- ①目 的:市内の私立園等を運営している法人と、インクルーシブ保育の1つのモデル的な取り組みを共有する。
- ②対 象:私立園等の園長、法人担当者
- ③開催内容:
 - ・併設施設をつくるための基礎知識(手続きやモデルケースの紹介)
 - ・併設施設でのインクルーシブ保育の実践
- ④講 師:社会福祉法人 どろんこ会(本社所在地:東京都渋谷区)
- ⑤開催時期:令和8年1月23日午後
- ⑥開催場所:城東保健福祉エリア複合棟3階 第1、2会議室
オンライン(録画してアーカイブ配信予定)